

訪問介護事業所に対する更なる支援策について(報告)

訪問介護事業所に関する事業所調査(アンケート)を踏まえた今後の対応

1. 事業所調査(アンケート)の結果

- ✓ 今回の調査結果では、報酬改定前後の収入(介護保険収入)を比べると、事業所における訪問1回当たりの収入は微増。
- ✓ その一方で、中山間地域等、都市部のいずれにおいても、訪問回数が減少しており、小規模事業所を中心に収入減になっていると考えられる。
- ✓ 訪問回数の減少の背景としては、
 - ・ 中山間地域等では、高齢者人口の伸びが鈍化・減少傾向。地域で暮らす高齢者の心身の状況、家族構成、社会資源の状況など様々な要因が影響していることが考えられる。
 - ・ 都市部では、高齢者人口の増加に伴い、サービス需要が伸びている中で、新規事業者の参入もあり、利用者が事業者間で分散していることが考えられる。

2. 調査結果を踏まえた今後の対応

- ✓ 地域の特性・事業者規模ごとの課題も踏まえた対応として、引き続き、
 - ・ 処遇改善加算の更なる取得促進に向けた要件の弾力化を行うとともに、
 - ・ 令和6年度補正予算等を通じ、経験年数が短いヘルパーへの同行支援の強化やヘルパーの常勤化への支援、
 - ・ 重点支援地方交付金による燃料代等の支援などの支援が最大限に活用されるよう、事業者への周知等にしっかり取り組む。
- ✓ 加えて、特に厳しい経営環境に置かれている、中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、
 - ① 中山間地域等にかかる加算の取得要件の弾力化
 - ② 研修体制の構築支援及び協働化・大規模化の取組支援に関する対象経費・対象要件の弾力化や当該補助金の早期執行を行うなど迅速に対応していく。

※ あわせて、引き続き収支が悪化している施設等について、優遇融資を大幅に拡充し、無利子かつ無担保による支援を実施
- ✓ 訪問介護事業所の令和6年度決算を踏まえた収支の状況については、令和7年度経営概況調査で把握予定。

訪問介護事業所に対する更なる支援策について

現行の加算の取得要件・補助要件

1

◆中山間地域等における小規模事業所加算

厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する小規模な訪問介護事業所（※2）が、サービス提供を行った場合に、所定単位数の10%を加算

- ※1：地域区分が「その他」であって、
次の①～⑤のうち特別地域加算の対象ではない地域
①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、
④特定農山村、⑤過疎地域
- ※2：前年度の1月当たり平均延べ訪問回数が200回以下

2

◆研修体制の構築の支援

訪問介護業所が行う研修計画の作成など研修体制の構築のための取組を支援

【対象経費の例】

- 効果的な研修カリキュラムの作成・見直しに要する費用
- 介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
- 職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるもの**

【補助基準額】

- 1事業所あたり 10万円

◆小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが、法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組を支援

【対象法人の要件】

事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含むこと

- （ア）1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人
（イ）**運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人**
（ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人
（エ）運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在する法人

【補助基準額】

- （イ）に該当する法人を含む場合 1事業者グループあたり 200万円
（イ）に該当する法人を含まない場合 1事業者グループあたり 150万円

今回の弾力化等の措置

算定要件について、**当分の間、以下のとおり弾力化**を行う。（通知改正）

- 地域区分が「その他」という要件について、適用を猶予し、**「その他」地域以外も算定可能**とする。
- 「前年度の1月当たり平均延べ訪問回数が200回以下」という要件について、平均の訪問回数ではなく、**「前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下（※）」**である場合とする。

※ 400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均訪問回数600回以下の事業所も対象となり得る。

対象経費を可能な限り広く解釈するとともに、申請時点において、研修計画の作成や具体的な研修の受講計画等がない場合であっても、**当該年度内に職員の資質向上に必要な取組を行うという誓約があれば、速やかに概算払いで交付決定を行う**よう都道府県に依頼。

「運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人」という要件について、平均の訪問回数ではなく、**「前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下（※）」**である場合とする。

※ 400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均訪問回数600回以下の事業所も対象となり得る。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

- 訪問介護については、小規模な事業者が多く、中山間や離島などの事業所も含め、人材不足が顕著で経営資源に制約があるため、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業所規模を踏まえた経営支援が必要。

人材確保体制構築支援

（支援内容（例））

- 事業所における研修体系の構築や環境づくりの支援により、安心して働ける職場環境を整備
- 中山間・離島等地域における採用活動の経費を支援し、地域外の求職者に対する採用機会を拡大
- 経験年数が短いヘルパーへの同行支援に係る取組を支援し、ベテランヘルパーの技術を継承

経営改善支援

（支援内容（例））

- 臨時的な事務員の雇用やコンサル活用による支援を通じて、加算制度の活用等を促進
- 登録ヘルパーが常勤職員としての雇用を希望する場合、必要な経費を支援し、常勤化を促進
- 協働化・大規模化の取組を支援し、地域の状況や事業規模を踏まえた事業者間の連携を促進

<実施主体及び補助率>

実施主体：都道府県（市町村も可）

補助率：国2／3、自治体1／3

（※）中山間・離島等地域においては、事業規模や地域特有のコスト増を踏まえ、一部取組の補助率のかさ上げ

⇒ 国3／4、自治体1／4

<事業規模（イメージ）>

予算額：90億円（国費ベース）

給付費：約1兆円（年額）

令和7年度当初予算 97億円（97億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和5年度交付実績：46都道府県）

※赤字下線は令和7年度新規・拡充等

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施
- **介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化** 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
- 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
- 介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援（**拡充・変更**）
- 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備
- **訪問介護等サービス提供体制確保支援事業**

等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置

○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充

＜対象となる施設・事業＞

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画(活用意向調査)の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50%※ ¹	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益(医療収益)の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付※ ² 限度額	①500万円	①500万円
	②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益(医療収益)の2月分
貸付金の限度額	(①に該当する場合) 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・病院：7.2億円 ・介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・その他の施設、事業：4,000万円 (①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額) ・物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人 ※ ³	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※¹ 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表(PDF)もしくは医療貸付利率表(PDF)の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※² 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。
医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※³ 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

▼利率表はこちら

